

今月のテーマ

地域居住支援モデル事業（東京都からの受託事業）

昨年8月から、東京都より「地域居住支援モデル事業」を受託しております。

住宅に困窮し自立生活に不安のある住宅確保要配慮者様（高齢者・低所得者・シングル世帯・障者）へ住まいの提供、見守りと生活支援を推進する事業です。

現在「調布市エリア」を中心に事業の展開をさせて頂いております。

事業内容としては、空室を協会にて借上げます。借上げたお部屋は、住宅確保要配慮者様へ入居して頂きますが、安心して暮らせるために協会は次の支援を行います。

① 見守り支援→高齢者等の方々へ週2回の電話・メール等による「安否確認」を行い、「孤立死」等の予防に努めます。

また、入居者様が孤立しない様、「生活相談」などの受け入れ体制も整えています。

② 孤立死・残存家財・原状回復→入居者様には「少額短期保険」に加入して頂きます。加入する事で「居室内外」での不慮な事故・病気等で亡くなられた際、「保険金支払い」を受け、原状回復や残存家財等の処理処分を協会にて「手続き・手配」をいたします。

③ 生活支援→入居者様が、万が一、「病気・怪我・入院」等が必要となった際、居住地域の「地域包括支援センター」や調布市の「高齢者支援課」等連携し支援いたします。

現在、「調布市」で5戸の空室を協会にて借上げさせて頂きました。そのうち4戸が稼働中で、残り1戸については契約準備中となっております。これまでの相談で感じたことは、「低額年金の受給者」で「未就労者」の状態にある方、大病を患い「休職者」から「退職者」になってしまう方、ご主人の死亡により「安定収入」が無くなる方が思った以上に多いという事です。いずれも「就労」につけず、転居に必要な条件が整わず苦労されており、高齢化に伴う親族の不在による「緊急連絡先（保証人）」等の設定が困難な状況である方や親族はいるが「障害者」で、後見が必要な状況のため「緊急連絡先」にはなれないケースもあります。「生活保護」の申請をしたくても「低額年金の受給」や「預貯金」等の「資産」を所有している事で「生活保護の受給資格」に支障が出て、「転居する事」を妨げてしまう要因にもつながっているように感じます。今後も「支援」が必要な方の為に努めて参ります。

（栗原啓二）

当事業については、協会HPにも概要を載せております。トップページの左側にあるこちらのボタンをクリックしてください。↓



大家さん・地主さんのための相談窓口

不動産のことならなんでもご相談ください！

日本地主家主協会

検索

NPO法人 日本地主家主協会

〒160-0023
東京都新宿区西新宿4-32-4
ハynesロフト9F
TEL 03(3320)6281
FAX 03(3378)4327

